

律令国家における「大学」創始の企図

今井 陽美

はじめに

日本古代の律令国家において、官人を再生産するための官人出身法の整備は、律令体制を維持し、発展させるための重要な課題であったと思われる。この律令国家の官人出身法については、これまでも野村忠夫氏をはじめとする数多くの研究が積み重ねられてきており、律令国家の官人出身法が、蔭位制、トネリ制、学制の三つから成り立っていたことが明らかにになっている⁽¹⁾。そして、この蔭位制、トネリ制、学制の三つの制度が、いかに補完的に機能し合っていたかを再生産していたかについては、拙著別稿においてすでに詳論し、中国の官人出身法とは異なる在り方であったことを明らかにしている⁽²⁾。また、学制の核となる「大学」の位置づけについても、中国の学制との比較検討から、日本の「大学」は中国のような「官吏養成・登用機関」ではなく、大学就学と官人登用とが必ずしも結びつかないという日本的特質より、「経学伝播機関」であったことを明らかにしている。しかしながら、拙著前稿では、こうした中国とは異なる特質をもつ「大学」が何故に設置されることとなったかについては、詳論するに至らなかった。そこで本稿では、日本の律令国家において、「経学伝播機関」としての「大学」が、何故設置されることになったかについて、日本における「学制」の創始期を概観しながら、その企図について見て行きたいと思う⁽³⁾。

一、

日本における学制の創始は、次の二つの史料より、天智期であったと考えられている。ここであらためて、二つの史料を詳しく見ておこうと思う。

まず、『日本書紀』天智十年（六七二）正月是月条には、

以三大錦下授佐平余自信。沙宅紹明^一。大輔以三小錦下授鬼室集斯^二。頭^{学職}以三大山下授達率谷那晋首。

^{開兵}木素貴子。^{開兵}憶禮福留。^{開兵}答怱春初。^{開兵}怱日比子。贊波羅。金羅金須。^解鬼室集信^一。^解以三小

山上授達率德頂上。^解吉大尚。^解許率母。^{明五}角福牟^一。^{開於}陰陽。以三小山下授餘達率等五十餘人^一也。

とあつて、ここでは余自信、沙宅紹明ら二人の法官大輔とともに、多くの学に長じた人々に冠位が授与されたことが見られる。そして、この学に長じた人々の筆頭人として「鬼室集斯」が見え、そこに「学職頭」の職名が記されていることが確認できる。従来、この「学職頭」という名称に注目して、令制の大学寮の前身であることのみが説かれてきた。だが、この史料を詳しく見るならば、最初に記される「法官」とは、周知のように、大宝令の「式部省」につながる官であり、大宝令制の大学寮は式部省の統属官である。つまり、ここで「法官」に連なる形で「学職頭」の職名が見られるということは、大宝令制における式部省と大学寮の統属関係のような形で、学に長じた人々を束ねる組織があったことがわかるのである。さらに、法官として名をあげられている二人は、ともに渡来百濟人であり、特に沙宅紹明は、『懷風藻』では「学士」として名を連ねていることから、この頃の法官の職掌として、「礼儀」に携わる面が多かつたであろうことも推察されるのである⁶。

次に、『懷風藻序』には、

逮乎聖德太子。設^レ爵分^レ官。肇制^二礼義^一。然而專崇^二积教^一。未^レ遑^二篇章^一。及^二至淡海先帝之受^レ命也。恢^二開帝業^一。弘^二闡皇猷^一。道格^二乾坤^一。功光^二宇宙^一。既而以爲。調^レ風化^レ俗。莫^レ尚^二於文^一。潤^レ德光^レ身。

執先^二於学^一。爰則建^二庠序^一。徵^二茂才^一。定^二五礼^一。興^二百度^一。

とあって、ここでは、聖徳太子の時代より、爵位や官職を設けて「礼儀」を整えてきたが、なお仏教を専らとしていたことを述べ、天智の時代に至つてようやく、学問の重要性が理解され、学校が設けられたことが記されている。だが、この史料においても、重要なのは天智に至つて学校が設けられたということのみではなく、聖徳太子の時代を黎明期、天智の時代を創始期として位置づけ、爵位や官職や礼儀、法令制定といった律令体制の基盤整備とともに、学問の重要性が理解されるようになったという認識が記されている点である。つまり、この史料より、学制は律令体制の基盤整備とともに、その創始の必要性が生じたということがわかるのである。

以上、二つの史料より、天智期に、「礼儀」の制定に携わる法官の下に、令制の大学寮の前身となる組織が設けられ、そこには学に長じた人々が属していたこと、彼らは律令体制の整備とともに必要とされるようになり、「風俗教化」や「法令制定」につくし、学問の重要性を広めていったであろうことがわかるのである。

ところで、この後の『日本書紀』記事を見て行くと、天武四年(六七五)⁷⁾には、「大学寮」の名称が初見するとともに「諸学生」の記載も見られ、大学寮に属して学問教授をこうむる「学生」の存在が確認できる。さらに、天武六年(六七七)⁸⁾には「大博士」、持統五年(六九二)⁹⁾には「大学博士」「音博士」「書博士」など、大宝・養老令制と名称を同じくする諸博士が確認できるようになる。こうしたことから、大宝・養老令制につながるような「大学」組織と、それを官人制内で機能させるための「学制」は、天智期に創始され、天武・持統期に整備されたと考えられるのであるが、これはまさに日本の律令体制の整備過程と軌を一にするものであることがわかるであろう。

では、天智期以前、すなわち律令体制の整備が進められる以前の学問教授は、どのように行われていたのだろうか。また、天智期以前に「学生」はいたのだろうか。次章では、天智期以前の「学生」と、学問教授の在り方について確認し、天智期以降の展開について見て行く。

一、

『日本書紀』には、天智期以前にも「学生」の語が確認でき、大学が創始される以前にも、「学生」と呼ばれる人々がいたことがわかる。では、「学生」とは、どのような人々の呼称であったのだろうか。

表 1

年号	内容	『日本書紀』本文
推古十六年九月	遣隋使一行の中に学生が見える	是時。遣 _二 於唐国 _一 学生倭漢直福因。奈羅詛語惠明。高向漢人玄理。新漢人大国。
舒明十二年十月	学生と学問僧が帰朝。	大唐学問僧清安。学生高向漢人玄理。伝 _二 新羅 _一 而至之。
白雉四年五月	遣唐使一行の中に学生が見える	発 _二 遣大唐 _一 。学生巨勢臣葉。 <small>葉豊足臣之子。</small> 永連老人。 <small>老人真玉之子。或本。以_二学問僧知弁_一。</small> 并一百廿一人。 <small>義徳。学生坂合部連磐積_一而増焉。</small>
白雉五年二月	前年の遣唐使一行が帰朝。	遣 _二 大唐 _一 押使大錦上高向史玄理。と。
天武十三年十二月	唐に派遣した学生が帰朝。	<small>妙位。法勝。学生氷連老人。高黄金。并十二人。別倭種韓智興。趙元寶。今年共_二使人_一歸。</small> 大唐学生土師宿禰甥。白猪史宝然。及百济役時没 _二 大唐 _一 者猪使連子首。筑紫三宅連得許。伝 _二 新羅 _一 至。則新羅遣 _二 大那末金物儒 _一 。送 _二 甥等於筑紫 _一 。

朱鳥元年六月	「大唐学生」とは十三年に帰国した者たちか。	工匠。陰陽師。侍医。大唐学生。及一二官人。并卅四人。授 _二 爵位 _一 。
--------	-----------------------	--

表1を見ていただきたい。この表からわかるように、天智期以前の「学生」は、その全てが遣使に随行して中国や朝鮮半島に渡って学問を修める僧侶以外の人々のことであった。つまり、この時期の「学生」の呼称は、「学問僧」に相對するものとして用いられたのであり、ここで注目されるのは、彼ら以外に「学生」と称される人々が存在しなかつたことである。⁽¹⁰⁾これは、当時の体制として、学問・文化は周辺諸国から摂取することで成っており、学識を深めるには渡航することが不可欠であつたためであらう。⁽¹¹⁾

では、こうした状況下において、子弟たちに対する学問教授はどのように行われていたのだろうか。まず早くに確認できるのが、厩戸豊聰耳皇子が博士覚哥に就いて儒教の經典などを学んだというものである。『日本書紀』推古天皇元年（五九三）夏四月庚午巳卯条は、厩戸豊聰耳皇子（＝聖徳太子）を皇太子に立てたことが記されており、この記事の中で皇子の聡明さを示す言い伝えの一つとして、

且習_二内教於高麗僧惠慈_一。学_二外典於博士覚哥_一。並悉達矣。

というものが見られ、皇子は内教すなわち仏教を高麗僧から学び、外典すなわち儒教を覚哥から学んだとされている。この覚哥という人物は、百濟から渡来した五経博士の一人と考えられており、皇子は覚哥という渡来人を師として、経学の学識を研磨したことがわかるのである。

そして、こうした例が厩戸豊聰耳皇子に限られたものではなかつたことは、『懷風藻』淡海朝大友皇子の項からも確認できる。ここには、

皇子博学多通。有_二文武材幹_一。始親_二万機_一。群下畏服。莫_レ不_二肅然_一。年二十三。立為_二皇太子_一。広延_二学

士沙宅紹明。塔本春初。吉太尚。許率母。木素貴子等^一。以為^二賓客^三。太子天性明悟。雅愛^三博古^二。下^レ筆成^レ章。出^レ言為^レ論。

とあつて、大友皇子が学を好み、広く古事に通じ、才能があつたことが記されるが、それとともに、大友皇子の周りには、沙宅紹明、塔本春初、吉太尚、許率母、木素貴子といった百濟から渡来した人々が皇室付きの学士として侍り、皇子に学を授けていたであろうことがわかるのである。さらに、『日本書紀』白雉元年（六五〇）二月庚午朔戊寅条には、「新羅侍学士」というのも見られ、これは新羅出身の皇室付きの学士と解されるであろう。¹²⁾

一方、諸臣の学問教授の例として、『家伝上』には、
嘗群公子。咸集^三于^二旻法師之堂^一。講^三周易^二焉。

とあつて、蘇我入鹿や中臣鎌足を初めとする多くの貴族子弟が、旻法師のもとに通つて「周易」の講義を受けていたことが知られる。また、『日本書紀』皇極三年（六四四）春正月乙亥朔条には、

而俱手把^三黄卷^一。自学^三周孔之教於南淵先生所^二。

とあつて、中大兄皇子と中臣鎌足が連れ立つて、南淵請安のもとで周公・孔子の教えを学んでいたことが記されている。ここで師として確認される旻法師と南淵請安は、ともに推古十六年（六〇八）に学問僧として隋に赴き、数十年の留学期間を経て、旻法師は舒明四年（六三二）に、南淵請安は舒明十二年（六四〇）にそれぞれ帰朝した者である。つまり、蘇我入鹿・中臣鎌足を初めとする諸臣の子弟たちは、中国において学識を深めてきた者たちに就いて、経学を学んでいたことが知られるのである。

このように、天智期以前の学問教授の在り方は、渡来人たち、或いは周辺諸国に学生・学僧として派遣された経歴をもつ者たちに直接師事するという方法で行われていたのであり、周辺諸国との交流の中で成り立っていたことがわかる。そして、このような学問文化の摂取・教授の在り方に変化の兆しが見えるのが、天智期以降ということになるだろう。

三、

先にも述べたように、『懷風藻』の記述や『日本書紀』天智十年(六七二)正月是月条に「学職頭」が見られることから、天智期における学校の創始がうかがわれる。そして、天武四年(六七五)には「大学寮」の名称が初見するとともに、「諸学生」の記載も見られ、これが渡航しない「学生」の初見である。そして、天武六年(六七七)には「大博士」が見られ、持統五年に至ると「大学博士」「音博士」「書博士」等の、大宝・養老令制と名称を同じくする諸博士が出揃う。ところで、これより以前の大化元年(六四五)¹³に「国博士」というのが見え、高向玄理と僧旻が任じられている。この「国博士」は、令制にも見える官職であり、学校の創始時期との関連で注目される。だが、大化元年の記事では、

以_三中大兄_二爲_三皇太子_一。以_三阿倍内麻呂臣_二爲_三左大臣_一。蘇我倉山田石川麻呂臣爲_三右大臣_一。以_三大錦冠_二授_三中臣鎌子連_一。爲_三内臣_一。増_レ封_レ若于戸云云。中臣鎌子連。懷_三至忠_二之誠_一。據_三宰臣之勢_一。處_三官司之上_一。故進退廢置。計從事立云々。以_三沙門旻法師_二高向史玄理_一爲_三国博士_一。

というように、「国博士」は「左右大臣」「内臣」とともに改新政府の中樞を担うものとして位置づけられており、また、国博士に任じられた高向玄理の帯する冠位が高位であること¹⁴、さらには彼のその後の活躍を『日本書紀』で追ってみると、教学に関わる活動がないこと、そしてこの時期には学校組織の存在がうかがえるような記事が一切ないことなどから、ここで見られる「国博士」は令制の「博士」の前身ではなく¹⁵、政策・立案のための知識を提供する国政上の顧問、「国政一般の諮問」担当というように解するのが一般的である¹⁶。

さて、大学の正確な創始年代や具体的な制度整備の過程は明らかではないが、天智期に学校が創始されたと見て、『日本書紀』より確認可能な大学関係者・博士を整理すると、表2のようになる。

表 2

年代		役職		人名		氏族系譜	
天智十年		学職頭	鬼室集斯	渡来百濟人(福信の子)		◎	
		〈閑兵法〉	谷那晉首	渡来百濟人(六六三年百濟滅亡後、亡命)		◎	
		〈閑兵法〉	木素貴子	渡来百濟人(六六三年百濟滅亡後、亡命)		◎	
		〈閑兵法〉	憶禮福留	渡来百濟人(六六三年百濟滅亡後、亡命)		◎	
		〈閑兵法〉	答体春初	渡来百濟人(六六三年百濟滅亡後、渡来)		◎	
		〈明五經〉	許率母	渡来百濟人		◎	
天武六年	大博士	(許)率母	渡来百濟人(明五經)			◎	
持統五年	大学博士	上村主百濟	渡来系氏族(魏の武皇帝の子の後裔)			○	
持統五年	音博士	統守言	捕獲唐人(「所 _レ 獲唐人統守言。至 _二 筑紫 _一 。」)			◎	
	音博士	薩弘恪	同 右 (大宝律令の撰定に参加)			◎	
	書博士	末士善信	渡来百濟人			◎	

* ◎ Ⅱ 天智朝以後の渡来人系、○ Ⅱ 天智朝以前の渡来人系

この表からわかるのは、草創期の大学関係者は、百濟滅亡後に亡命してきた渡来百濟人が中心であり、渡来人への依存度が極めて高かったということである。だがこのことは、先に見たような、大学創設以前の学問教授の在り方か

ら考えるならば、当然の経過と言えよう。
 こうした創始期の大学の状況も、八世紀になると変化する。次の表3は、『続日本紀』で確認可能な大学関係者・
 博士を整理したものである。⁽¹⁷⁾

表 3

養老五年		年代	役職	人名	氏族系譜	
(明経博士)	鍛冶造大隅	(大宝律令撰定者)	(文章博士)	紀朝臣清人	武内宿禰の子である角宿禰の後裔	○
	越智直広江					
(明法博士)	背奈公行文	高麗系渡来氏 (高麗滅亡後に渡来)	(算術博士)	山田史御方	渡来系氏族 (もと沙門。新羅留学。)	
	調忌寸古麻呂					
	額田首千足	額田部を管掌する伴造氏		下毛野朝臣虫麻呂	下野の国造氏	
	塩屋連吉麻呂					
	箭集宿禰虫万呂	矢部を管掌する伴造氏		楽浪河内	百済系渡来人	◎

延暦十年	延暦六年	延暦元年	宝亀三年	神護景雲二年	神護景雲二年	神護景雲二年		神護景雲元年	天平宝字五年	天平十二年								
大学博士	文章博士	大学博士	文章博士	文章博士	直講	大学助教	音博士	直講	明法博士	文章博士								
岡田臣牛養	朝原忌寸道永	長尾忌寸金村	淡海真人三船	美努連智麿	凡直黒鯛	膳臣大丘	袁晋卿	麻田連真浄	山田連銀	紀朝臣浄人	私部首石村	悉悲連三田次	山口忌寸田主					
佐婆部首が改姓、佐婆部を管掌する豪族	渡来系氏族（応神朝渡来の弓月君の後裔）	渡来系氏族（倭漢直の一族）	大友皇子の曾孫、葛野王の孫	三野県主で、河内三野県を管掌する豪族	伊予の国造氏	天平勝宝四年入唐留学、膳臣は全国的に分布	渡来唐人（八世紀前半に渡来）	渡来百濟人（百濟滅亡後に渡来）	渡来系氏族（文筆を主とする）	武内宿禰の子、角宿禰の後裔	名代的伴造氏族の一つ	大中臣朝臣と同祖	渡来系氏族（東漢氏）					
	○	○					◎	◎	○				○					

*◎ || 天智朝以後の渡来人系、○ || 天智朝以前の渡来人系

この表よりわかるのは、八世紀に至ると、大学関係者における渡来人への依存度が下がるとのことである。ところで、法令に規定される大学への入学資格¹⁸を見ると、

凡大学生。取三五位以上子孫。及東西史部子_二為_レ之。若八位以上子。情願者聽。}(後略)

となっており、大学の学生は五位以上の子孫と東西史部の子から取ることとされている。五位以上の子孫といえは律令官人の中では上位の官人の子孫であり、東西史部といえは代々文筆を業として仕えてきた史姓を有する渡来系の人々のことである。すなわち、大学は、上位官人子孫と専門的に学問を志す人々を中心とした就学の間であったのであり、こうした大学を創設することによって、自国内で学問教授を行う専門家を育成しようとしたことがうかがわれるのである。¹⁹そして、その結果として、表3のように、渡来人への依存度が下がったであろうことが確認できるだろう。以上のことからわかるように、天智期以前は、学問は周辺諸国への遣使や渡来の形で摂取し、学問教授は渡来人や周辺諸国での留学生に託されていた。それが、天智期に至って学校が創設されることによって、自国内での学問教授体制が創始されたのであり、学問・思想の自国内での育成・継授の可能性が開かれたのである。そして、ここで注目すべきなのは、学制は天智期に創始されて、天武・持統朝に整備されて、大宝令で確立するのであって、これはまさに、律令国家の成立過程と軌を一にすることである。

おわりに

従来、学制創始の企図については、律令制の一部を必然的に占めるものとして、あるいは律令国家のイデオロギーを身につけた事務官僚の必要性²⁰をあげることによって説かれてきた。つまり、律令制導入に伴う付帯的な評価しかなされていなかったと言える。しかしながら、学制の創始によって、それまでの外部依存的な学問摂取・教授の在り方が大きく変化することから考えるならば、積極的な評価が必要ではないだろうか。

私は、学制の創始が律令国家の成立と軌を一にすることに注目し、次のように考える。律令制を継受して国家体制を確立して行くに際して、支配層のイデオロギーを形成・統合するための機関が必要となった。そこで、学制が創始され、学問教授を自国内で行える体制の確立が図られたのである。従って、ここで最も必要とされたのは、支配層に属する形での学問教授機関の設置であり、そこから専門家を輩出する構造だったのである。つまり、五位以上子孫を就学者の中心とした大学を設定し、登用試によって専門家を輩出していく経路を用意したのは、まさにこのためであったと考える。こうして、日本の大学は「官吏養成・登用機関」ではなく「経学伝播機関」として位置づけられることとなったのである。そして、学制に託された役割は、まず第一には律令国家体制を支える儒家思想の意義づけであり、さらには体制維持のためのイデオロギーの形成と正当化、そして継承だったのでないだろうか。

註

- (1) 野村忠夫『律令官人制』吉川弘文館 一九六八年
- (2) 尾崎陽美『律令国家と学制』官人出身法における大学就学』『日本歴史』六五五号 二〇〇二年
- (3) 学制に関しては、左記の論文を参照した。
 桃裕行『上代学制の研究』吉川弘文館 一九四七年（修訂版 思文閣出版 一九九四年）、久木幸男『大学寮と古代儒教』サイマル出版会 一九六八年（改訂増補『日本古代学校の研究』玉川大学出版部 一九九〇年）、多賀秋五郎『唐代教育史の研究』不味堂書店 一九五三年）、利光三津夫『奈良時代における大学寮明法科』（『律令制とその周辺』慶應義塾大学法学研究会 一九六七年）、高島正人『日唐両学制の一考察』（『社会文化史学』七号 一九七一年）、早川庄八『奈良時代前期の大学と律令学』（『万葉集研究第七集』塙書房 一九七八年）、岩澤豊『律令官人の出身と大学寮』（『国史談話会雑誌』二六号 一九八五年）他、
 (4) ここに名前のあがった人々のうち、沙宅紹明、木素貴子、答本春初、吉大尚、許率母は、『懐風藻』淡海朝大友皇子の項に、皇子が立太子の後に、五人を招聘したことが記され、その際には「学士」と記されている。
 (5) 『懐風藻』淡海朝大友皇子の項
 (6) 『令義解』より式部省の職掌を見ると、
 内外文武官名帳。考課。選叙。礼儀。版位。校定勲績。論功封賞。朝集。学校。策試貢人。禄賜。假使、補任家令。功臣上伝田事。

とあり、主たる職掌は「官人の考選」と「朝廷の礼儀」と「大学管理」であることがわかる。このうち「官人の考選」については『日本書紀』天武七年（六七八）十月乙酉条に、
 詔曰。凡内外文武官每レ年史以上属官人等。公平而恪勲者。議ニ其優劣一。則定ニ応レ進階一。正月上旬以前。具記送ニ法官
 一。則法官校定。申ニ送大弁官一。⁵
 とあって、この頃より法官が関わっていたことが知られる。

(7) 『日本書紀』天武四年（六七五）正月丙午条

大学寮諸学生。陰陽寮。外寮寮。及舍衛女。墮羅女。百濟王善光。新羅仕丁等。捧ニ葉及珍異等物一進。

(8) 『日本書紀』天武六年（六七七）五月甲子条

勅ニ大博士百濟人率母一。授ニ大山下位一。因以封ニ卅戸一。是日。倭画師音禱。授ニ小山下位一。乃封ニ卅戸一。

(9) 『日本書紀』持統五年（六九一）四月朔日条

賜ニ大学博士上村主百濟大税一千束一。以レ勸ニ其学業一也。

『日本書紀』持統五年（六九一）九月四日条
 賜ニ音博士大唐統守言。薩弘恪。書博士百濟末士善信。銀人廿兩一。

(10) 『続日本紀』では、遣唐使に従って学問に従事する人のことを「留学生」と記されることが多い。

天平七年三月	留学生の帰朝。	入唐留学生従八位下道朝臣真備。献ニ唐礼一 百三十卷。〔
天平十一年十月		逢ニ本朝学生阿部仲満一。便奏得ニ入朝一。請下取ニ 渤海路一帰朝上。
天平勝宝四年閏三月	留学生に叙位。	留学生无位藤原朝臣刷雄従五位下。
天平勝宝六年十一月	大唐学問生として留学していた。	大唐学問生无位船連夫子授ニ外従五位下一。辞而 不レ受。以ニ出家一故也。

<p>天平宝字七年十月</p>	<p>渤海使の帰途に伴う。渤海国で音声を学んでいた。</p>	<p>我学生高内弓。其妻高氏。及男広成。緑兒一人。乳母一人。并入唐学問僧戒融。優婆塞一人。転_レ自_二渤海_一相隨帰朝。</p>
<p>宝龜六年十月</p>	<p>吉備真備の薨記事。</p>	<p>靈龜二年。年廿二。從_レ使入_レ唐。留_レ学受_レ業。研_二覽經史_一。該_二涉衆芸_一。</p>
<p>宝龜九年十一月</p>	<p>遣唐使が帰路に就く際に、留学生を伴った。</p>	<p>四月廿二日。辞見首路。勅令_下内使揚光耀監送。至_二揚州_一發遣_上。便領_二留學生_一起_レ京。</p>

- (11) 帰朝した学生・僧侶たちは、大化改新で国博士として活躍したり、大宝律令編纂に参画したことはよく知られている。
- (12) 『統日本紀』延暦九年(七九〇)七月二十七日条の改姓の上表文中にも、
 「輕嶋豊明朝御宇応神天皇。命_二上毛野氏遠祖荒田別_一。使_二於百濟_一。搜_二聘有識者_一。国主貴須王。恭奉_二使旨_一。扱_二探宗族_一。遣_二其孫辰孫王_一。隨_二使入朝_一。天皇嘉_レ焉。特加_二寵命_一。以為_二皇太子之師_一矣。」
 とあり、応神天皇の頃の伝承として、百濟から招聘した有識者を皇太子の師としたことが示されている。
- (13) 『日本書紀』大化元年(六四五)六月七日条
- (14) 大化二年(六四六)九月条「小徳高向博士黒麻呂、白雉五年(六五四)二月条「大錦上高向玄理」、
- (15) 「博士」は中国で、後漢以降は經学を中心とする学問の教授を意味するが、それ以前は皇帝の政治顧問であった。
- (16) 坂本太郎『大化改新の研究』一九三八年 至文堂
- (17) 『統日本紀』養老五年(七二二)五月二十五日条では、學術に長じる者に対しての賞揚が行われ、明經・明法・文章・算術の博士、總計十四人の名があげられている。だが、大学寮に文章・明法(律学)の博士と学生が設置されるのは、天平二年(七三〇)になってからであり、大宝令制における大学寮博士の名称とは一致しないことから、ここで見られる「明經・明法・文章・算術」は役職名ではなく、「その業に長けた者」の意味であると考えられている。このため、彼らを「大学関係者」とは明言でき

ないものの、前代との比較という観点から、一覧表の中には（ ）を付して、加えることとした。

(18) 『令義解』学令2大学生条

(19) 『経国集』には八世紀の官人登用試験の受験者十一人の名前を確認することができ、その中に、養老五年に(算術博士)とされる下野朝臣虫麻呂がいる。つまり、大学就学から官人登用試験を通じて、学問教授を行う専門家を育成し、輩出していったことは、史料から後付けできるのである。

(20) 遣唐使は、天智八年(六六九)に派遣されて以後、大宝元年(七〇一)に至るまで派遣されていないので、この期間はちょうど遣唐使が中断されている時期と重なる。

(21) 桃裕行氏は「唐制模倣の大規模の官制の中の一部を必然的に占めるものとして、大学寮の制が定められたのであり、寧ろ實際上の必要よりも文化的意義が多分に認められるべきもの」(『上代学制の研究』一九四七年 吉川弘文館 八頁)と説かれ、野村忠夫氏も『古代官僚の世界』(一九六九年 塙新書)で「大学寮出身コースでの人材登用は、それほどの必然性をもつてこない。その立法化は、むしろ唐制を手がかりにした、法制の外皮的な整備という色合いが大きかった。」と説かれている。

(22) 久木幸男氏は、「事務の二元的処理をスムーズに進行させるためには、文字使用技術や数量処理能力を体得し、律令国家のイデオロギーである儒教についての教養を身につけた事務官僚を大量に必要とする。」とし、「官人養成のための学校設立は、律令国家にとって不可避の課題であった」と説かれている。(久木幸男 改訂増補『日本古代学校の研究』一九九〇年 玉川大学出版部 一九頁)